

滋賀県フットサル委員会／
滋賀県F Aフットサル連盟
フットサル競技会開催における
コロナ感染症防止対策
ガイドライン

Rev. 3

(2020年7月2日 初版)
(2020年8月7日 第2版)
(2021年4月1日 第3版)

公益社団法人 滋賀県サッカー協会 フットサル委員会
滋賀県F Aフットサル連盟

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドライン（以下、「フットサルガイドライン」）は、公益財団法人 日本サッカー協会（以下「JFA」）が発行した「JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン（以下、「JFAガイドライン」）を前提とし、さらに別途トップリーグ推進機構に所属するアリーナスポーツ団体から共同で発信される「アリーナスポーツ向けガイドライン」を参考としたうえで、公益社団法人 滋賀県サッカー協会フットサル競技会に特有の事項を補足・修正するためのものです。

したがって、滋賀県フットサル委員会が主催・主管するすべての事業は「JFAガイドライン」に従うことを前提に、本フットサルガイドラインを参照のうえ、実施されることになります。

2. フットサル競技会・試合を開催するための前提要件

「JFAガイドライン 試合運営ガイドライン」P2にも記載のとおり、新型コロナウイルスの感染が認められる状況下において、滋賀県フットサル委員会・連盟が主催・主管するフットサル競技会・試合を開催する際には、以下の条件が揃うことがポイントとなります。

- ① 関西地域・競技会開催会場所在の自治体の方針に従う。
- ② 参加チームが所在している都道府県が開催地を含めた都道府県間の移動を認めている。
- ③ 参加するチームの選手全員が試合に向けたコンディションが整っている。
- ④ フットサル競技会に関わる関係者、参加チームの選手・スタッフが日常において「新しい生活様式」に従って感染対策を実践している。
- ⑤ 競技会会場においてフットサル委員会・フットサル連盟が十分な感染防止対策を実行できる。

3. フットサル競技会・試合開催の判断基準

滋賀県フットサル委員会は、「【基本編】JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン」としての各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方（P7）に基づいて競技会・試合開催を検討・判断します。

競技会・試合開催が可能と判断した場合は、滋賀県フットサル委員会・連盟から滋賀県サッカー協会と協議のうえ、滋賀県サッカー協会の感染症対策責任者（前田専務理事）が決定します。

4. 開催・開催延期・中止の判断

「【基本編】JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン」を参照のこと。概要は以下となります。

- (1) 大会責任者（滋賀県フットサル委員長、滋賀県FAフットサル連盟理事長）は、滋賀県サッカー協会感染症対策責任者と協議のうえ、大会など実施の判断を行う。
- (2) 大会等の当日まで、および、当日の感染症予防対策をチーム、審判、役員等全ても関係者に厳守させるとともに、十分な対策をしたうえで、実施する

5. フットサル競技会開催時の感染防止策について

別紙チェックリストに基づき、競技会に関わる全ての関係者が、日常的に感染防止策に取り組むことが必要です。「【別冊③競技会試合運営】JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン」P2～の「サッカー競技会開催時の感染防止策について」を前提とし、以下の点を踏まえた感染防止策に取り組んでください。

なお、これらの感染防止策を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。各チームはその点を理解した上で、競技会に参加してください。

また、各諸室の窓、ドアの開放、運営関係者及びチーム関係者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まります。マスク着用のタイミングにも注意の上、こまめな水分補給を心掛けてください。

(1) 事前の準備

(委員会・連盟)

- ① 感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にし、事前に各チームに伝達する
- ② 各施設の方針・ルール等を事前に確認し各チームに事前に伝達する
- ③ 会場において必要な感染防止対策に向けた準備を行い、必要に応じて各チームに事前に伝達する
- ④ 委員会・連盟における感染対策責任者を明確化し、競技会ごとの参加チームにおける感染対策責任者と連携可能なシステムを構築する
- ⑤ 感染防止に必要な物品・備品を購入し準備する
- ⑥ 競技会ごとの代表者会議は原則としてオンラインで行う
- ⑦ 無観客試合「リモートマッチ」である競技会をHP/SNS等で一般に周知する

(選手・チーム関係者)

- ① 各チームにおける感染対策責任者を明確化する
- ② 大会責任者、または、施設等から求められる感染防止策の遵守に関する書類を提出する
- ③ 各チームにおける感染対策責任者は、選手・チーム関係者における競技会当日の2週間前から所定の「健康チェックシート」を記録し、それを管理する（各参加者が日常的に記録する環境をチームとして構築することが望ましい）
- ④ 健康チェックシートの提出が求められることを選手・チーム関係者に事前に周知する
- ⑤ 感染拡大状況の変化によって、競技会・試合を中止・延期とする可能性があることを理解し、滋賀県サッカー協会の決定に従うことに誓約する旨の書面を提出する
- ⑥ 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる
 - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(審判員・役員・その他関係者等)

- ① 競技会当日の2週間前から所定の「健康チェックシート」を記録する（日常的に記録する環境を構築することが望ましい）
- ② 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる
 - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

【健康チェックシートについて】

競技会・試合には「健康状態が良好な方」のみが参加すること、それ自体が感染防止策となり、フットサル競技会・試合を守ることとなります。そのため競技フットサルに関わる皆様が**日常的に**健康状態を把握し、健康チェックシートに記録頂くことが非常に重要です。

【項目】※別紙シートあり

- ① 氏名、生年月日、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス）
※各感染対策責任者は、個人情報の取扱いに十分注意する
- ② イベント1週間前から当日までの体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 試合当日の準備・試合参加に係る基本的事項

(委員会・連盟)

- ① 滋賀県サッカー協会フットサル委員会、滋賀県FAフットサル連盟における感染防止策および会場における感染防止方針・ルールを理解した会場責任者を派遣する
- ② 感染防止方針・ルールに則った会場（設備）を設営できるよう準備し、運営役員に指示する
- ③ 試合当日の施設担当者との打ち合わせを行う

(選手・チーム関係者)

- ① 参加者全員がマスクを持参し、ピッチで活動する場合を除き常に着用する
- ② 各チームの代表者または感染対策責任者は、参加者全員の健康チェックリストをとりまとめ提出する。健康チェックリストの提出ができない者は速やかに会場から離れる。
- ③ 競技会に参加する上でフットサル委員会・連盟・および施設管理者（自治体）が示す注

意事項を遵守してもらう

- ④ イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況を記憶しておく。(感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます)
- ⑤ チーム関係者以外の者(家族・知人等)を会場に呼ばない(無観客試合「リモートマッチ」の場合)
- ⑥ ピッチで活動する場合を除き、可能な限り人との距離を確保する
- ⑦ 各チームで消毒液を準備し、持参する
- ⑧ 試合会場に入る前又は入ったのち直ちに、手洗い・うがいを実施する

(審判員・役員・その他関係者等)

- ① ピッチで活動する場合を除き常にマスクを着用する
- ② 参加者全員の健康チェックリストを作成し提出する。健康チェックリストの提出ができない者は速やかに会場から離れる。
- ③ 競技会に参加する上でフットサル委員会・連盟・および会場(自治体)が示す注意事項を遵守してもらう
- ④ イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況を記憶しておく。(感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます)
- ⑤ ピッチで活動する場合を除き、可能な限り人との距離を確保する
- ⑥ 知人等を会場に呼ばない(無観客試合「リモートマッチ」の場合)
- ⑦ 試合会場に入る前又は入ったのち直ちに、手洗い・うがいを実施する

(3) 試合中における感染防止策

(委員会・連盟)

- ① 試合前後に担架・審判員席・タイマー・ファウルカウンター・記録員席を消毒するために必要な備品を準備する
- ② 試合前後にボールパーソン席・モップ(持ち手部分)を消毒するために必要な備品を準備する

(選手・チーム関係者)

- ① 試合前、試合後に相手チーム、審判団との握手は実施しない
- ② 両チームベンチへの挨拶を実施しない
- ③ 円陣はしない
- ④ 倒れた選手に手を貸さない
- ⑤ 得点時にハイタッチ、抱擁を行わない
- ⑥ ボトルを共有しない
- ⑦ タオルを共有しない
- ⑧ ピッチ上でチームメイト、審判員と会話する際にも互いの距離についてしっかりと配慮する
- ⑨ ベンチでは可能な限りマスクを着用し、会話を控える

- ⑩ 交代要員はビブスを着用する。ただし、個人は、ビブスを限定し、交代の手続きとしてのビブスの受け渡しは行わない。
- ⑪ 各個人が着席するベンチを特定する
- ⑫ 前後半でハーフ（ベンチ）の入れ替えは行わない
- ⑬ 試合終了後にベンチを消毒する
- ⑭ 試合終了後は速やかにピッチから退出する

（審判員・役員・その他関係者等）

- ① ピッチで活動する場合を除き常にマスクを着用する
- ② ボールパーソン・担架要員・記録員・副審は原則としてマスクおよび手袋を着用する
- ③ 審判員は試合前にアルコール・界面活性剤等で笛を消毒する
- ④ 審判員は試合終了時に審判員席・タイマー・ファウルカウンターを消毒する
- ⑤ 記録員は試合終了時に記録員席と共用備品を消毒する
- ⑥ 試合終了後は速やかにピッチから退出する

（４） 撤収作業における感染防止策

（委員会・連盟）

- ① 運営備品の消毒に必要な備品を準備する
- ② ごみの処理に必要な備品を準備する

（選手・チーム関係者・役員）

- ① 運営備品の消毒に協力する
- ② マスク・手袋を着用のうえ、ごみの処理に協力する

（５） 事後対応

（委員会・連盟）

- ① 当日大会責任者は、競技会終了後３日以内に各チームの感染対策責任者に連絡を取り、具合の悪い選手・スタッフがいないか確認する。
- ② 大会実施責任者は、選手・チーム関係者・役員から、競技会終了後 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した旨連絡を受けた場合は、フットサル委員長・連盟理事長に連絡をすることとし、フットサル委員長・連盟理事長は、滋賀県サッカー協会にその旨報告する。また、その後、保健所など関係機関の指示に協力すること。

（選手・チーム関係者）

- ① 健康管理表を、保存期間（少なくとも 1 ヶ月）を明記した上で保存しておく。
- ② 競技会終了後 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、保健所の指示に従うとともに、競技会の大会実施責任者に連絡する。

（審判員・役員・その他関係者等）

- ③ 健康管理表を、保存期間（少なくとも 1 ヶ月）を明記した上で保存しておく。
- ④ 競技会終了後 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、保健所の指示に従うとともに、競技会の大会実施責任者に連絡する。